

〔枠組支保工施工と注意事項〕

- 建枠の沈下を防止するため、敷角の使用、コンクリートの打設及び杭の打込み等の設置を講ずること。
- 建枠の脚部の滑動を防止するため脚部の固定、根がらみの取付け等の設置を講ずること。
- 建枠の振れ止めは単管を使用し建枠と単管、単管と単管の緊結はクランプにて行うこと。
- 建枠と建枠の間に交叉筋違を設けること。
- 垂直方向5層以内、水平方向5スパン又は5枠以内ごとに水平つなぎを設け水平及び垂直変位を防止すること
- ジャッキベースのかさ上げ高さ200 mm以下とすること。200 mm以上高くするときはジャッキ頭部に水平つなぎを用い、水平変位を防止すること。
- 建枠の下端には必ずジャッキベースを用いて組み立てる。ジャッキベースとバタ材は釘等にて固定すること。

〔枠組足場施工と注意事項〕

● 基礎

一段目の組立方で全足場が支配されますから、一段目の組立てには細心の注意を払って下さい。

建枠の下端にはベースを取付け、基礎に高低のあるときは必要に応じジャッキベースを用い、各建枠を水平、垂直に保つようにして下さい。

尚、軟弱地盤では、ベースの下に適当な接地面積を有する敷板を設けて下さい。

● 水平材

水平材を5層以内ごとに設けることになっておりますが、布枠又は鋼製布板をもって水平材にかえることができます。

● 壁つなぎ

材質は引張力、圧縮力に耐えられるものを使用します。間隔は垂直方向3層、水平方向4スパンおきに取りようにします。（シート取付の時は2層2スパン）

● コーナーのつなぎ材

枠組足場のコーナーには必ずつなぎ材を設けて双方の建枠を緊結します。

● 荷重の限度

布板に等分布荷重がかかるときは1スパンにつき400 kg以下とし、中央集中荷重がかかるときは、200 kg以下とします。

尚、建枠間に同時に2ヶ所以上荷重をかけないようにします。建枠の許容荷重は種類により異なりますので、各建枠のページを参照して下さい。

※ 以上は労働安全衛生規則に準じておりますので、詳細については労働安全衛生規則を参照して下さい。